研究員紀要 第9号 (通号第19号): 27~35 (2011年3月)

# 社会形成力を育成する中学校社会科の授業開発Ⅲ - 小単元「消費税率の引き上げ、是か非か」の場合 -

七戸将光 平川市立平賀東中学校

# 要旨

子どもは、「社会科」を暗記していさえすればよい教科ととらえている。「社会科」は、子どもにとって学ぶ意義の薄いものとなっている。この状況を打破するにはどのような授業開発を行うべきであろうか。筆者は、社会形成力を育成する社会科授業であるとする。そのため、昨夏以来話題となっている消費税の増税論議を題材に、授業構成原理の具体化を図るものである。消費税率の引き上げに関して、賛成及び反対、そして条件付き賛成の3つの主張が存在する。本単元ではこの論点のうち、前二者について子どもに主張を選択させ、子どもなりの議論を作らせる。その上で子ども自身の議論に基づいて討論を行い、対立する主張のいずれの根拠を重視すると反対の主張を認めることが可能か考えさせる。最後に討論を踏まえて、改めて子どもにいずれの主張を選択するか、意思決定させて授業を終了する。

【キーワード】 社会形成力 討論 トゥールミン図式 消費税

# 1 はじめに

子どもは、「社会科」を暗記していさえすればよい教科ととらえている。実際各種業者 テストを垣間見ると、そのような出題を散見する。このようなところから子どもに前述の ような意識が育っているのもうなずけよう。つまり現在の「社会科」は、子どもにとって 学ぶ意義の薄いものとなっていると言える。また常日頃子どもから、「経済って何で勉強 するの?」「社会科を勉強して将来何に役立つの?」という疑問を常日頃投げかけられる こともその証左であろう。このような状況を打破するにはどのような授業開発を行うべき であろうか。

そこで筆者は、かつて本来目指すべき社会科授業を、子どもが民主主義の原理に則り、 主体的に話し合い、その追求によって自らの考えを変容させていくものとしてきた。これ を社会形成力とする¹゚。その概略は、次の通りである。

現代社会は民主主義社会である。この社会は、これまで論争問題や社会問題とされる、その時々の問題を解決することにより、社会を今日まで作り上げてきた。その際の解決方法は議論である。議論を通して対立する見解を批判、吟味・検討し、一つの見解を議論の参加者全員で作り上げる。あるいは議論に留保条件を付け、折り合いを付ける、ということを行ってきたのである。

それでは、これまでの研究をふまえ<sup>2)</sup>、民主主義社会の原理を身に付けさせるにはどのような社会科授業を開発すればよいのであろうか。それには、論争問題や社会問題とされていることを教材として取り上げ、単元計画に議論を位置づけた社会科授業を開発すべきである。

そこで筆者は, 昨夏以来話題となっている消費税の増税論議を題材に授業構成原理の具体化を図るものである。

以後、本研究は次の通り行う。まず消費税論議を教材に単元構成を行う。続いて、子どもが議論する段階を中心とした授業構成を行う。最後に本小単元の開発を通して残された

課題を明らかにする。

# 2 小単元「消費税率の引き上げ、是か非か」の開発

## (1) 単元設定の理由

平成22年夏,参議院議員通常選挙を前に、突如菅直人内閣総理大臣は消費増税を主張し出し、にわかに選挙の争点となった。その結果このことが一因となり、民主党内閣は選挙で敗北したのである。それでは、選挙の争点ともなった消費税とは一体どのような税なのであろうか。

消費税とは、商品等の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金である。消費者は商品などの価格に含まれた消費税と地方消費税を負担する納税者であり、担税者である事業者が申告して納付する仕組みとなっている。

子どもは、当然ながら勤労所得を得ていない。しかしながら、日常の消費活動を行うことにより、自動的に納税者となっている。それゆえ子どもにとって消費税の増税論議は、まさに切実な問題となっているのである。

民主主義社会においては、このような問題を一つ一つ議論を通して解決していくことにより、現代社会を構築していくこととなる。子どもにこのような論争問題の議論を経験させることこそ、意義のある社会科授業となるのである。

## (2) 単元における認識内容

消費税率の引き上げに関して、賛成と反対、及び中間の三つの立場がある。

# ① 消費税率の引き上げに賛成の主張

この立場の主張をトゥールミン図式で表したものが、図1である。

# 【D (データ)】

- 1 消費税は、第3位の収入である。
- 2 安定した収入である。
- 3 借金体質
- 4 社会保障システムを保持する必要がある。
- 5 消費税率は、欧米より低水準である。 (以上、石より)
- 6 消費課税は二重課税問題がない。
- 7 所謂クロヨン問題がない。

(以上, 森信より)

# 【C (主張)】

◎ 消費税を引き上げるべきである。

#### 【W (理由)】

- 1 働き手世代が社会保障費用を全額負担すると、世代間の不公平が拡大するから。
- 2 安定的な税収を図られる税体系にすべきである。
- 3 消費税制は、利点が多いから。

(以上, 森信より)

## 【B (理由の根拠)】

1 納税者の勤労意欲や納税意欲が阻害されるから。

- 2 所得税や法人税は、景気に影響されやすいから。
- 3 消費税は経済効率が高く、簡素で、執行しやすい長所があるから。 (以上、森信より)

#### 図1 消費税率引き上げの主張

賛成の論点は7点ある。それは第1に歳入の割合のうち第3位であること、第2に安定した収入であること、第3に日本の財政が国債依存の借金体質であること、第4に危機的な状況にある社会保障システムを維持すること、第5に欧米より消費税税率が低いこと、第6に二重課税問題がないこと、第7に所謂クロヨン問題がないこと、である。

これらから、消費税を引き上げるべきであるとする理由は3点ある。第1は、働き手世 代が社会保障費用を全額負担すると世代間の不公平が拡大するためである。第2は、将来 安定的な税収を得られる税体系に、現行制度を改革していく必要があるからである。第3 は、消費税制は徴収する側には利点の多い税制であるためである。

これらの理由の根拠は3点ある。第1に、現行制度のままだと納税者の勤労意欲及び納税意欲が阻害されることである。第2に、所得税や法人税は景気に影響を受けやすい反面、消費税はあまり景気に影響を受けないことである。第3に、消費税は効率的かつ簡素、そのうえ執行しやすい長所がある、ということである。

# ② 消費税率の引き上げに反対の主張

この立場の主張をトゥールミン図式で表したものが、図2である。

## 【D (データ)】

- 1 消費税は高所得者に有利で、低所 得者に不利な税である。
- 2 国民は、小さな政府を希望している
- 3 国民は,所得税率の引き下げを希望している。
- 4 国民は、所得格差の拡大を問題にしなくなってきた。

## 【C (主張)】

◎ 消費税を引き下げるべきである。

#### 【W (理由)】

- 1 低所得者・高齢者にとって逆進性があるため。
- 2 景気を後退させるため。
- 3 消費税を年金目的税化できないため。
- 4 消費税には、輸出戻し税制度があるため。(以上、湖東より)
- 5 消費増税しても、世代間負担の公平とは無関係だから。
- 6 クロヨン対策にならないから。(以上, 八田より)

## 【B (理由の根拠)】

- 1 租税の所得再配分機能に逆進するため。
- 2 物価上昇を招き、中小企業の倒産や失業者が増大するから。
- 3 本来消費税は一般財源として別の財政支出にも充てており、また既に一部予算総則上、福祉目的化されているため。

4 消費税を福祉目的税化しても、巨大輸出企業は消費税を納めず、還付金があるため。

(以上, 湖東より)

- 5 低所得者ほど、退職後の消費税負担が重いため。
- 6 免税店以下の自営業者や農業者にとっては、インボイスを導入しても益税となるから。

### 図2 消費税率引き下げの主張

反対の論点は、4 点ある。第1 に消費税には逆進性があることである。第2 に、国民は「小さな政府」への期待感があることである。第3 に、国民には消費税率よりも所得税率引き下げへの期待感があるためである。第4 に、所得格差の拡大に対する国民の意識が希薄になっていることである。

これらから消費税を引き上げるべきでないとする理由は、6点ある。第1に、消費税は低所得者や高齢者にとって不利なことである。第2に、消費税率を引き上げると景気が後退したことがあるためである。第3に、消費税を年金目的税化できないためである。第4に、消費税には輸出戻し税制があり、担税者には益税となる可能性があるためである。第5に、消費増税が必ずしも世代間負担の不公平さに直結するとは考えにくいためである。第6に、消費増税してもいわゆるクロヨン対策にはならないためである。

これらの理由の根拠も6点ある。第1に、消費増税は租税の所得再配分機能に逆進するためである。第2に、消費増税すると物価上昇を招き、中小企業の倒産や失業者が増大するからである。第3に、本来消費税は一般財源として別の財政支出にも充てており、また既に一部予算総則上、福祉目的化されているためである。第4に、仮に消費税を福祉目的税化しても、巨大輸出企業は消費税を納めず、還付金があり益税となるためである。第5に、低所得者ほど、退職後の所得が減少することにともない、消費税負担が重くなるためである。第6に、免税店以下の自営業者や農業者にとっては、インボイスを導入しても益税となるからである。

## ③ 消費税率の引き上げに条件付きで賛成の主張

最後に、所謂「上げ潮派」の立場である。この立場は消費税率引き上げに完全反対ではないが、まずはじめに増税ありきでもない。経済成長を目指し、税収増を図ることにより、この二つが上昇状態になって初めて、消費税率の引き上げの是非を議論しようとする立場である。

この立場は、単元展開にあたって子ども個人に意思決定させる際、子どもから導き出し たい留保条件として扱うこととしたい。

### (3) 単元計画

単元計画を,以下のように「導入」「展開1」「展開2」「展開3」「終結」の5つのパートから組織した。

## 導 入 論争問題の提示

展開1 学説① (消費税率引き上げに賛成する説) の分析

展開2 学説②(消費税引き上げに反対する説)の分析

展開3 論点の明確化と留保条件の設定

終 結 論争に対する意思決定

「導入」は、論争問題の提示のパートである。消費税率について「引き上げ」か否かという論争が紹介され、中心発問「消費税の税率引上げ、 是か非か」を提示する。

「展開 $1 \cdot 2$ 」は、まずそれぞれの主張を確認する。それらの主張から、消費税の「引き上げ」か「否か」の主張を分析する。そして消費税率を引き上げるべきか否かの理由を、子どもに探らせる。

「展開3」は2段階で構成している。まず「展開1・2」をふまえて、子どもがいずれかの主張に立脚して、各主張について賛否を討論する。続いて相対立する主張が成立する理由を思考させる。つまり消費税率の引き上げに「賛成」や「反対」の主張を支持する子どもが、どの根拠を重視すると反対の考え方が成り立つかを思考させるのである。最後の「終結」では、どのような理由を重視すると消費税率の引き上げに「賛成」や「反対」の考え方が妥当であるか、意思決定させ学習を終了させる。

# 3 小単元「消費税率の引き上げ、是か非か」の展開

(1) 主題:「消費税率の引き上げ、是か非か」

## (2) 目標

- ① 現在の日本の消費税を事例に、以下の知識を習得することで、どのような状況の下で税率引き上げがなされるのかについて吟味・判断する。
  - A 政府の財政は主に租税と公債などによって賄われ、その中でも消費税は安定した 幅広い世代に賦課している財源である。
  - B 消費税は将来の歳出増加に対応するため導入され、その後実際に政府の歳入不足 や公債返還のため税率を引き上げたことがあった。
  - C 低所得者への逆進性や財政支出削減の必要性、景気への影響から、消費税率の引き上げに反対する意見がある。
- ② 消費税率引き上げとそのための条件を吟味・判断する過程で以下の能力を習得する A 資料から必要な情報を読み取り、それらの情報を整理することができる能力。
  - B 事実の背後にある価値観を読み取ることができる能力。
- ③ 消費税率引き上げとそのための条件を吟味・判断することで、以下の態度を身につける。
  - A 現在の制度を批判的に見直すことができる態度。
  - B 自分とは異なる価値観に基づく主張も考慮し、尊重できる態度。

### (3) 単元の全体構造

本小単元の全体構造を示したものが,表1である。

## 表 1 単元の全体構造

1	2階	学習形態			教師の発問	資料	子どもに身につけさせたい知識
靖	第	_	斉	Ι	子どもに消費税についての論争		
フ	. 1			ŧ	と提示する。		
	時			1	税制を含む財政全般について	(5)	1 貴重な歳入源としての消費税,赤
				存	権認する。		字財政の実情

		(1) 知っている税の種類にはどの	4	(1) 所得税, 法人税, 酒税等
		ような税があるか。		
		(2) 税収で足りない場合,政府は	2	(2) 国の借金という形で公債を発行し
		どうしているだろうか。	(	て、充てている。
		2 消費税がどのような経緯で導	(5)	2 記事と年表から確認する。
		入されたか、確認する。	0	(1) P# 1 #4 0 = 0/ 2 /4 /
		(1) 君たちも納めている税と言え	3	(1) 購入物の 5 %を納める。
		ば何だろうか。 (2) 消費税はどのような税だろう	( <del>1</del> 7)	(a) 桐皮以供体に無税しておりか会し
		(2) 相負税はとりよりな税につり か。	17)	(2) 幅広い世代に課税しており安定した収入である。
		3 現在の消費税について確認す		3 消費税導入について政府と民間に
		る。		は温度差がある。
		(1) 消費税はどこに納められるの	( <del>10</del> )	(1) 消費税は国(政府) と地方に納め
		だろうか。	)	られる。
		(2) 現在の消費税についてどんな	1	(2) 政府には税率アップの声が強い。
		議論があるだろうか(税率をど		民間は反対の声が強い。
		うするか)。		
		4 論争になっていることをMQ		4 問題提示
		とする。		
		「消費税の税率引上げ,是か非		
		カュ」		
展	1	Ⅱ 消費税引き上げに賛成の場合	4	
開	2	の分析		
1	時	5 消費税引き上げの議論がなぜ		5 財政難と公債残高の増額により、
		発生したのか、ということを知		税収の増額を図る必要性が生じた。
		る。	0	(1) 財政難やこれまでの累積公債額の
		(1) なぜ消費税率アップを政府は 打ち出しているのだろうか。	0	(1) 別政無やこれまでの系積公負額の急増がある。
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7	ぶ頃がめる。  6 社会保障費の増大など歳出増加に
		上げられた理由を考える。	•	対応する必要がある。
		(1) 国が税収でまかない切れない	(8)	(1) 社会保障費を中心とした歳出が膨
		理由は何だろうか。	0)	大である。
		(2) 税収が減っている理由は何だ		(2) 不景気による所得税, 法人税の減
		ろうか。		収は歳入減につなっている
		(3) これから先の税収の見通しは	8	(3) 高齢化が進むため、所得税の収入
		どのようになっているだろうか		増が期待できない。
		(4) 膨大な公債のある国は、外国	9	(4) 後進国よりも信用がないため,国
		からどんな見方をされているだ		際社会のリーダーシップをとれない
		ろうか。		
		7 消費税引き上げに賛成の理由		
		を考える。		
		(1) 消費税引き上げに賛成の理由		
	1	を考えよう。		
展		Ⅲ 消費税引き上げに反対の場合		
開		の分析		
2	1	8 これまで消費税に反対してき		8 低所得者への負担増,消費の冷え

ı			た人々の主張と理由を明確化す	Ī	
			これでの主張と基面を明確しする。		引き上げは見合わせるべきだ。
				(10)	(1) 低所得者にとって,税率アップは
			人たちはどんな人たちだろうか		深刻である。
			(2) 不景気で増税した場合,消費	(11)	(2) 不景気での増税は景気の冷え込み
			活動にどのような影響が起こる		を招く。
			だろうか。		, -
			(3) 公債発行の歯止めに対し,増	12	(3) ムダな公共事業があり、歳出を減
			税だけでまかなうほかに、手段		らす必要性がある。
			はないのだろうか。		
			9 消費税引き上げに反対の理由		9 ムダな公共事業を無くしていかな
			を考える。		いと税率引き上げは意味がない。
			(1) 消費税引き上げに反対の理由		
			を考えよう。		
展	第	グループ	IV 消費税引き上げに関する論点		
開	3		の明確化		
3	時			13	10
			消費税引き上げの賛否を議論す		
			る。		
			(1) 消費税引き上げを実施するこ	14)	(1) 賛成
			とによるメリットは何だろうか		・税率を引き上げなければ、財政が
					破綻してしまう。
					・消費税引き上げを実施することに
					よって、社会保障費問題や公債問
					題は解決できる部分が大きい。
			(2) 消費税引き上げを実施するこ		(2) 反対
			<b>とによるデメリットは何だろう</b>		・税率引き上げは、消費後退にとも
			カゝ。		なう景気冷え込みを招き消費生活
					を圧迫する。
					・消費税引き上げをすることで消費
			 ▼ 消費税引き上げの分析から正	(15)	後退に伴う景気の冷え込みが進む
			と   内負代列さ上りの方例がら正   当化の基準を探る	(13)	
			<b>コにの金牛と休る</b>  11 消費税引き上げに伴う両者の		  11 逆の立場の根拠を考慮することで
			主張から逆の立場の理由考える		妥協点となる留保条件を見つける。
			(1) 両者の主張から妥協できると	(16)	(1) 急進的より, 漸進的に税率アップ
			すれば、どのようなことが考え		を行う考え方もある。
			られるだろうか。		
終	第	個 人	VI 消費税引き上げの分析を踏ま	ws	
結	4		え,自分なりの判断の基準を探る		
	時				
			12 消費税が導入された理由をま		
			とめる。		
			13 成立した消費税が、その後さ		
			らに税率を引き上げた理由を考		
			える。		

14 消費税の税率を引き上げるこ	ĺ	
とに賛成する理由を考える。		
15 消費税率の引き上げは、どの		
ような状況で賛成されるのか		
(留保条件を付けて) 意思決定		
する。		

(筆者構成)

#### 【資料】

- ②『消費税率引き上げの影響を考える 過去の局面・海外事例からのインプリケーション』 株式会社日本総合研究所調査部マクロ経済研究センター,2006, p.3.
- ④『日本の財政を考える』財務省,05,p5.
- ⑥加藤寛『我が国税制の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択』財団法人大蔵財務協会, 2000, p. 5.
- ⑦加藤寛『我が国税制の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択』財団法人大蔵財務協会, 2000, p. 5.

『消費税率引き上げの影響を考える - 過去の局面・海外事例からのインプリケーション』 株式会社日本総合研究所調査部マクロ経済研究センター,2006, p.1.

- 8http://www.geocties.jp/e\_eden2001/strae12.html
- 9http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/102.htm
- ⑩琉球新報, 2006.10.26. http://ryukyushimpo.jp/modules/news/print.php?storyid=7870
- ⑪消費税をなくす全国の会 http://www.horae.dti.ne.jp/^snzk/q-and-a/q-and-a.htm
- @http://www.shinfujin.gr.jp/josei/1998/1998\_07.html
- ⑬琉球新報, 2006.10.26. http://ryukyushimpo.jp/modules/news/print.php?storyid=7870
- 4. 通読売新聞06.1.15
- ⑤『消費税率引き上げの影響を考える 過去の局面・海外事例からのインプリケーション』株式会社 日本総合研究所調査部マクロ経済研究センター,2006, p.5.
- (6) http://www.jri.co.jp/press/press\_html/2006/060113 2.html
- ⑪森信茂樹『日本の消費税・改正の経緯と重要資料』清文堂, 2000, p. 582.
- ①05, 1, 10付共同通信記事 ③東京書籍P125. ⑤東京書籍P126.

# 4 おわりに

本研究は、子どもに民主主義社会の原理を身に付けさせる授業の開発を行った。それは 社会形成力を育成する授業構成原理に則り、実際に論争中の消費税を取り上げた。このこ とにより、消費税率の引き上げに対する賛否両論の見解をなぞらせた上で、議論させるも のでる。

本研究における残された課題として3点ある。第1は、トゥールミン図式を子どもに指導する方法の開発である。本研究でトゥールミン図式を提示したが、子どもに指導するための実践的な指導計画の立案が必要である。

第2は、社会形成の論理に則った討論方法の開発である。子どもがトゥールミン図式を 用いて討論できるようになるための指導過程を開発しなければならない。

第3に、本研究を実際に実践した上で、その効果を測定し、改善していくことである。

#### 追記

本研究は、平成17年度弘前大学大学院教育学研究科において履修した『社会科教育演習 II』において作成した指導計画を基にしている。この演習では、荒田孝将氏(現 平川市立 尾上中学校教諭)とともに指導計画を作成した。ひとえに氏の学恩に深謝する次第である。また本研究の文責は、当然のことながら執筆者である七戸に帰すものである。

### 参考文献

『消費税率引き上げの影響を考える - 過去の局面・海外事例からのインプリケーション』 株式会社日本総合研究所調査部マクロ経済研究センター, 2006.

『日本の財政を考える』財務省,05.

加藤寛『我が国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択』

財団法人大蔵財務協会, 2000.

琉球新報, 2006.10.26.

読売新聞06.1.15.

05, 1, 10付共同通信記事

森信茂樹『日本の消費税・改正の経緯と重要資料』清文堂,2000.

#### 註

- 1) 拙稿「社会形成力を育成する中学校社会科の授業開発 小単元『弘前(紛紜)事件 自由民権 運動であるか,否か』の場合」弘前大学教育学部附属教育実践総合センター『弘前大学教育学 部附属教育実践総合センター研究員紀要』No.7 (通号第17号), pp. 13 - 22, 2009.
- 2)授業構成原理については以下の研究を参照のこと。

註1)及び拙稿「社会形成力を育成する中学校社会科歴史的分野の授業開発 - 小単元『戦争か平和か - 高屋敷館遺跡の時代』の場合 - 」平成18年度弘前大学大学院教育学研究科提出修士論文, 2007